

令和8年3月13日 施行

(総則)

第1条 本規約は、沖縄県（以下「県」といいます。）が実施する、おきなわ省エネ家電購入応援キャンペーン（以下「本キャンペーン」といいます。）に関し、ポイント等の交付を申請する者（以下「申請者」といいます。）が遵守すべき事項やポイント等交付の要件等を定めることを目的とするものです。

2 本キャンペーンに係るポイント等の交付申請は、本規約を必ずお読みいただいた上で行うものとし、申請を行った場合は本規約に同意したものとみなします。

(定義)

第2条 本規約における用語の定義は、以下のとおりです。

- (1) 「委託事業者」 本キャンペーンを運営する業務について県の委託を受けた省エネ家電購入支援事業共同企業体（沖縄JTB株式会社・株式会社ギフトパッド）をいいます。
- (2) 「事務局」 本キャンペーンの運営を目的として委託事業者が設置する事務局をいいます。
- (3) 「ポイント」 本キャンペーンにおいて対象者が交付を受けることができるキャッシュレスポイントをいいます。
- (4) 「商品券」 本キャンペーンにおいて対象者が交付を受けることができる商品券をいいます。
- (5) 「ポイント等」 ポイントおよび商品券の総称をいいます。
- (6) 「参加店舗」 本キャンペーンにおける購入対象店舗となることを申請し、「通常店」または「地域協力店」の区分により登録された家電小売店舗等をいいます。
- (7) 「申請チケット」 本キャンペーンにおいてポイント等の交付申請を行う際に必要となるチケットをいいます。

(事業の概要)

第3条 本キャンペーンは、本規約に定めるところにより、沖縄県内に住民登録がある個人が、次項第1号に掲げる期間中に参加店舗において対象製品（第4条に定める家電製品をいいます。以下同じ。）を購入・県内の住宅に設置し、同項第2号に掲げる期間中にポイント等の交付申請を行った場合に、ポイント等を受け取ることでできるものです。

2 本キャンペーンの実施期間は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 購入対象期間（参加店舗で対象製品を購入した場合に、申請チケットを受け取ることでできる期間をいいます。）

令和8年3月13日（金）から令和9年1月15日（金）まで

- (2) ポイント等交付申請受付期間

令和8年3月13日（金）から令和9年1月31日（日）まで

- (3) ポイント等交換期間

令和8年3月13日（金）から令和9年2月14日（日）まで

3 前項に掲げる期間は、ポイント等の交付累計額が県の予算上限に達した場合等において変更される場合があります。

(対象製品およびポイント額)

第4条 本キャンペーンにおけるポイント等交付の対象となる家電製品は、下表の要件を満たすエアコン、冷蔵庫、テレビのうち、資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト (<https://seihinjyoho.go.jp>)」に掲載があるもの、かつ各品目に定められた目標年度における省エネ基準達成率が100%以上であるものです。また、ポイント等の額は、下表右側に記載のとおりです。

品目	能力・サイズ	基準年度	交付額 (円分)	
			通常店	地域協力店 ※2
エアコン	2.2kW 以下	2027 年度 省エネ基準達成	20,000 円	40,000 円
	2.5kW～2.8kW		25,000 円	50,000 円
	3.6kW 以上		30,000 円	60,000 円
冷蔵庫	150ℓ～350ℓ	2021 年度 省エネ基準達成	5,000 円	10,000 円
	351ℓ～450ℓ		10,000 円	20,000 円
	451ℓ～		20,000 円	40,000 円
テレビ	40V～49V	2026 年度 省エネ基準達成	5,000 円	10,000 円
	50V 以上		10,000 円	20,000 円

- ※1 基準を満たしていても、資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」に掲載がないものは対象となりませんので注意してください。
- ※2 ポイント2倍コースへ応募できるのは、「地域協力店」に区分された参加店舗において対象製品を購入した場合です。

(ポイント等の種類)

第5条 本キャンペーンにおいて交付を受けることのできるポイント等の種類は、次に掲げるものとしします。なお、本キャンペーンにおいて交付されたポイント等については、対象となるポイント等の運営者が定める利用規約等の規定が適用されます。

**【ポイント】**

PayPay ポイント、au PAY ギフトカード、WAON POINT e ギフト、Edy ギフト ID、Amazon ギフトカード、Apple Gift Card、Google Play ギフトコード、d ポイント

**【商品券】**

JTB ナイスギフト (全国共通商品券)、サンエー商品券

※PayPay ポイントは出金、譲渡不可です。PayPay/PayPay カード公式ストアでも利用可能です。

※「au PAY」は、KDDI 株式会社の登録商標です。

※おきなわ省エネ家電購入応援キャンペーンは沖縄県による提供です。おきなわ省エネ家電購入応

援キャンペーンについてのお問い合わせは Amazon ではお受けしておりません。おきなわ省エネ家電購入応援キャンペーン事務局 050-1792-6645 までお願いいたします。

※Amazon、Amazon. co. jp およびそれらのロゴは Amazon. com, Inc. またはその関連会社の商標です。

※d ポイントは、株式会社NTTカードソリューションが発行する電子マネーギフトサービス「ポイント@ギフト (d ポイント)」で進呈いたします。

※「Edy ギフト ID」は、楽天Edy 株式会社との発行許諾契約により、株式会社NTTカードソリューションが発行する電子マネーギフトサービスです。

※「楽天Edy (ラクテンエディ)」は、楽天グループのプリペイド型電子マネーサービスです。

※Google Play は Google LLC の商標です。

※© 2026 iTunes K.K. All rights reserved.

※「WAON POINT」は、イオン株式会社の登録商標です。

※「WAON POINT e ギフト」は、イオンマーケティング株式会社が発行許諾するサービスであり、株式会社NTTカードソリューションは、その許諾に基づきサービスを提供しています。

(ポイント等の交付申請手続)

第6条 申請者は、本規約の内容を十分に承知し、同意した上で本キャンペーンに係るポイント等の交付申請を行ってください。

2 本キャンペーンに係るポイント等交付の申請手続は、以下の手順により行うものとします。

- (1) 購入対象期間中に参加店舗において対象製品を購入した場合、当該店舗から申請チケットの交付を受けてください。
- (2) 申請者は、申請チケットに記載される二次元コード等からインターネット上の申請サイトにアクセスし、住所・氏名・電話番号・メールアドレス等の申請者情報、購入製品の情報を入力し、証拠書類（対象製品の購入に係るレシート等、メーカー保証書、対象製品設置に係る証明書（納品書や配送伝票等）または誓約書）の画像を添付し、事務局あてに申請してください。郵送の場合は、申請チケットは原本、その他証拠書類については写しをご提出ください。
- (3) 事務局は、前号による申請を受け付けたときは、申請内容を審査し、当該申請がポイント等の交付要件を充足すると認められる場合は、申請者に対してポイント等を交付するものとします。なお、事務局は、申請内容の審査の過程において、電話等の方法により申請者に対して問い合わせを行う場合があります。
- (4) ポイント等の交付の方法は、申請者が選択したポイント等の種別により次のとおりとします。

**【キャッシュレスポイントを選択した場合】**

- ・申請者に対し、ポイント等の受取に必要なコードを記載した電子メールを送付します。
- ・申請者は、当該コードによりアクセスできるインターネットサイト上において、ポイント受取の手続を行います。
- ・ポイント受取の手続は、受取の申請を令和9年1月31日（日）までに、ポイント等への交換を令和9年2月14日（日）までに行ってください。この日を過ぎてポイント受取の手続を完了していない場合は、ポイント受取の権利が失効します。なお、この場

合に県および委託事業者はポイント等に係る権利を補償するいかなる責任も負いません。

**【商品券を選択した場合】**

- ・申請者に対し、商品券を書留等により送付します。
- ・送付された商品券を、不在等の理由により受領できなかった場合、申請者は速やかに再配達依頼等の対応を行ってください。郵便局の保管期限経過後に事務局に商品券返送された場合、商品券受取の権利が失効することがあります。なお、この場合に県および委託事業者は商品券に係る権利を補償するいかなる責任も負いません。

- 3 申請者は、前項の申請手続を行った場合、原則として、当該申請の取下げおよび申請に係る情報の変更等を行うことはできません。なお、やむを得ない理由により、申請の取下げまたは申請に係る情報の変更等を行う必要がある場合、申請者は第23条に定めるコールセンターに連絡し、対応を相談してください。
- 4 申請者は、申請時に入力した情報（住所、電話番号、メールアドレス等）に変更が生じた場合、変更事項について事務局に速やかに連絡してください。事務局に連絡がない場合、ポイント等の交付、郵送等ができず、申請が無効となる場合があります。なお、この場合、県および委託事業者はポイント等に係る権利を補償するいかなる責任も負いません。
- 5 申請者が申請書を郵送する際、または商品券が申請者に郵送される際に生じる、あらゆる送付物の遅延、紛失、損害などのすべての事故について、県または事務局に故意または重過失がある場合を除き、県および委託事業者は一切の責任を負いません。
- 6 ポイント等の交付申請に係るその他の留意事項は、以下のとおりです。
- (1) 申請者は、原則としてオンラインで申請を行ってください。
  - (2) インターネット環境がない等のやむを得ない理由によりオンラインによる申請ができない場合に限り、当該申請書に第2項第2号に掲げる必要項目を記入し、同号に掲げる書類を添付して事務局に送付することにより、商品券の交付申請を行うことができます。
  - (3) 申請に係る通信料および郵送料は、申請者の負担となります。

(ポイント等交付申請の受付ができない場合)

第7条 次の各号に掲げる場合には、前条によるポイント等の交付申請を受け付けることができません。

- (1) システム障害、点検、保守作業等のやむを得ない理由により、申請受付を停止している場合
  - (2) 本キャンペーンに係るポイント等の交付累計額が、県の予算上限に達した場合
  - (3) 第3条第1項に規定する要件を満たさないと判断される場合
  - (4) 第6条第2項第2号に掲げる申請に必要な情報が不足している場合
- 2 前項により申請者の申請を受け付けることができなかったことにより損害が生じた場合でも、県または委託事業者の責めに帰すべき事由による場合を除き、県および委託事業者は一切の責任を負いません。

(ポイント等の交付ができない場合)

第8条 次の各号に掲げる場合には、ポイント等の交付申請があっても、ポイント等の交付を

行いません。

- (1) 第7条第1項に掲げる交付申請の受付ができない場合に該当するとき
- (2) 申請チケットに不正使用が認められたとき
- (3) 第7条第1項の交付申請があった以降に、本キャンペーンに係るポイント等の交付累計額が県の予算上限に達したとき
- (4) 第4条の交付申請に係る対象製品の返品があったことまたは取引が無効となったことにつき参加店舗から報告があったとき
- (5) その他、ポイント等の交付要件を満たさないときまたは本規約に違反することが判明またはその疑いがあると県または事務局が判断したとき

2 前項により申請者に対してポイント等の交付を行わない場合であっても、これにより生じた損害について、県または委託事業者の責めに帰すべき事由がある場合を除き、県および委託事業者は一切の責任を負いません。

#### (禁止事項)

第9条 申請者は次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとし、これらの行為が判明した場合には、次条に掲げるポイント等交付の取消、はく奪および損害額の請求を行うことがあります。

- (1) 申請チケットを第三者に譲渡または販売すること
- (2) 本キャンペーンに係るポイント等の交付を受けた後、有償、無償の別を問わず営利を目的として当該ポイント等の交付に係る対象製品を第三者に転売、譲渡、貸与等すること

#### (ポイント等交付の取消、はく奪および損害額の請求)

第10条 県および事務局は、申請者が本規約に違反する行為その他の不正行為を行った場合またはその疑いがあると判断した場合は、当該申請者に対する何らの通知を行うことなく、当該申請者に対するポイント等の交付を取消するものとし、当該ポイント等が既に交付され、消費されている等により、ポイント等の交付取消しの効果がない場合にあっては、県に生じた損害額に相当する金額を申請者に対して請求することがあります。

#### (調査)

第11条 県または事務局は、申請者が第9条に規定する禁止事項を行っていること、その他本規約に違反することが疑われる場合にあっては、対象製品の設置状況等に関する調査を行うことがあります。その場合において、申請者は、県または事務局の調査の実施に協力しなければならないものとしめます。

#### (誓約事項)

第12条 申請者は、ポイント等の交付申請に当たり、次の各号に掲げる事項について誓約するものとしめます。

- (1) ポイント等の交付申請に当たり、虚偽の内容を入力または記載しないこと
- (2) ポイント等の交付申請に当たり必要となる証拠書類（申請チケット、レシート等、メーカー保証書、対象製品設置に係る証明書または誓約書）について、不正に複製、複製、改ざんを行わないこと

- (3) ポイント等の交付申請に当たり、市町村が実施する同様の事業との併用を行わないこと
- (4) 本キャンペーンに係るポイント等の交付申請を行うに当たっては、本キャンペーンの実施に関連する法令、条例等を遵守すること
- (5) 申請者は、沖縄県暴力団排除条例（平成 23 年沖縄県条例第 35 号）に規定する暴力団員若しくは暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
- (6) その他本規約に記載される事項を遵守すること

#### （事業の内容変更・終了）

第 13 条 本キャンペーンは、第 3 条第 2 項の規定によらず終了または中止することや、内容を変更する必要があることを申請者はあらかじめ承認するものとします。なお、これらの場合、県または事務局は、本キャンペーンが終了、中止または内容変更される旨を県公式ホームページおよび本キャンペーンホームページへの掲載その他の県が適当と判断する方法により告知するものとします。

2 前項の終了、中止または内容変更により生じた損害について、県または委託事業者の責めに帰すべき事由によるものでない限り、県および委託事業者は一切の責任を負いません。

#### （規約の変更）

第 14 条 県は、本キャンペーンの対象期間中、必要に応じて、本キャンペーンおよび本規約の内容を変更できるものとします。

2 前項の変更により生じた損害について、県または委託事業者の責めに帰すべき事由によるものでない限り、県および委託事業者は一切の責任を負いません。

#### （事務局の責任等）

第 15 条 申請者がポイント等の交付申請を行った後に対象製品の返品を行った場合、事務局は、申請者に対し、ポイント等の返却（現金での返金）を求める場合があります。

2 事務局は、申請者または事務局のいずれの責による場合でも、交付申請に係る対象製品に対応するポイント額と、実際に交付されたポイント等との間に齟齬のある場合は、交付されたポイント等の額を適正なポイント等の額に訂正する権利を有します。

#### （申請者の責任）

第 16 条 申請者は、申請者自身の責任において本キャンペーンへ参加（対象製品の選定・購入、ポイント等交付申請、ポイント等の受領など、本キャンペーンに係る行為の一切をいいます。）するものとし、本キャンペーンへの参加に係る一切の行為およびその結果について、県、事務局および参加店舗の故意または重過失によるものを除き、申請者は一切の責任を負うものとします。

#### （免責事項）

第 17 条 本キャンペーンの実施および参加に関して申請者と参加店舗との間に生じる紛争、損害等について、県または委託事業者の責めに帰すべき事由によるものでない限り、県および委託事業者は一切の責任を負いません。

(通知)

第 18 条 本キャンペーンに関する県または事務局から申請者への通知は、県公式ホームページまたは本キャンペーンホームページへの掲載その他の県が適当と判断する方法により行うものとします。

2 前項の通知が不着であったことにより生じた損害について、県または事務局に故意または重過失がある場合を除き、県および委託事業者は一切の責任を負いません。

(告知内容の改定)

第 19 条 県公式ホームページまたは本キャンペーンホームページに掲載される最新の内容は、当該内容掲載時点より前に発出されたすべての告知内容に優先するものとします。最新の規約内容および告知内容等と相違する従来の告知および印刷物等に記載された内容は、県公式ホームページまたは本キャンペーンホームページに掲載される最新の内容に改定されたものとみなします。

(個人情報の取扱い)

第 20 条 申請者は、本キャンペーンに係るポイント等の交付手続に必要な個人情報（住所、氏名、電話番号、メールアドレス等）を事務局に提供することに同意するものとします。

2 事務局は、本キャンペーンの実施に当たり取得した個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」に基づく情報の取扱いに準拠した手続により、データベースへの不正アクセス、個人情報の紛失および漏洩等を防止するための措置を行うことにより、情報を適切に取り扱います。

3 事務局は、本キャンペーンを通じて取得した情報を本キャンペーンが終了した日の属する年度の翌年度から起算して最大 5 年間保存し、本キャンペーンの遂行に必要な範囲内で利用するものとし、申請者はこれに同意するものとします。

4 購入した対象製品を返品する場合は、参加店舗から事務局に対し、返品に係る情報とともに、当該購入者に係る第 1 号の個人情報を提供することがあります。

5 事務局は、本キャンペーンの運営に係る業務の一部を委託事業者以外の事業者に再委託することがあります。この場合において事務局は、第 1 号の個人情報を当該再委託先に提供することがあります。当該再委託先事業者は、提供を受けた個人情報について、個人情報の保護に関する法律に基づく情報の取扱いに準拠した手続により、データベースへの不正アクセス、個人情報の紛失および漏洩等を防止するための措置を行うことにより、情報を適切に取り扱います。

6 県または事務局は、本キャンペーンを通じて取得した情報について、個人を特定できない形での統計的な情報として公表することがあります。

(準拠法)

第 21 条 本規約に関する準拠法は、日本法とします。

(専属的合意管轄裁判所)

第 22 条 申請者は、本キャンペーンの実施に関連して生じる申請者と県との間に紛争が生じた場合、那覇地方裁判所の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

(問い合わせ先)

第 23 条 申請者による本キャンペーンに関する質問等については、本キャンペーンのコールセンターにお問い合わせください。

**【申請者用コールセンターについて】**

(電話番号) 050-1792-6645

(受付時間) 午前 10 時から午後 6 時 (土日祝日・年末年始含む)

(メールアドレス) user-shoene@okw.jtb.jp

以 上